

新潟県条例第22号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(新潟県建築基準条例の一部改正)

第1条 新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前														
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34)の3 (略)</p> <p><u>(34)の4 法第60条の4第1項第3号又は第2項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th><th>手 数 料 の 額</th></tr> <tr> <td>1～20の3 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>20の4 法第60条の4第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u></td><td><u>1件につき 160,000円</u></td></tr> <tr> <td>21～40 (略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～20の3 (略)	(略)	<u>20の4 法第60条の4第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 160,000円</u>	21～40 (略)	(略)	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(34)の3 (略)</p> <p>(35)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表（第28条関係）</p> <table> <tr> <th>手数料を納めなければならない者</th><th>手 数 料 の 額</th></tr> <tr> <td>1～20の3 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>21～40 (略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額	1～20の3 (略)	(略)	21～40 (略)	(略)
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額														
1～20の3 (略)	(略)														
<u>20の4 法第60条の4第1項第3号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第2項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</u>	<u>1件につき 160,000円</u>														
21～40 (略)	(略)														
手数料を納めなければならない者	手 数 料 の 額														
1～20の3 (略)	(略)														
21～40 (略)	(略)														

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</td><td>(略)</td></tr> </table>	事 務	市町村	(略)	(略)	14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 土木部関係</p> <table> <tr> <th>事 務</th><th>市町村</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</td><td>(略)</td></tr> </table>	事 務	市町村	(略)	(略)	14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
事 務	市町村												
(略)	(略)												
14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)												
事 務	市町村												
(略)	(略)												
14 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)												

(1)～(11) (略)		(1)～(11) (略)	
(12) 法第118条の6第5項において準用する同条第1項後段の規定による変更の認可		(12) 法第118条の6第4項において準用する同条第1項後段の規定による変更の認可	
(13)～(31) (略)		(13)～(31) (略)	
(略)		(略)	

(新潟県景観条例の一部改正)

第3条 新潟県景観条例（令和2年新潟県条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(届出書の添付図書等)	(届出書の添付図書等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第8項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。	3 前条各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
4 (略)	4 (略)
(届出を要しない行為)	(届出を要しない行為)
第9条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。	第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。